

令和元年第12回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和元年8月19日(月)午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	行 合 八 恵 子
委 員	木 下 えり子	委 員	蓑 田 え り
委 員	吉 森 啓 司	教 育 長	石 井 二 三 男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	本 多 俊 隆	生 涯 学 習 課 長	岡 田 恵
学 校 給 食 課 長	出 永 太	学 校 教 育 課 審 議 員	小 森 直 哉
学 校 給 食 課 審 議 員	長 尾 敏 彦	学 校 教 育 課 教 務 1 係 長	濱 中 光 徳
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	出 永 圭 史		

5 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第32号	天草市学校給食費条例の制定について	(学校給食課)
議第33号	天草市学校給食費条例施行規則の制定について	(学校給食課)
議第34号	天草市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	(学校教育課)
議第35号	天草市複合施設こころす条例の制定について	(生涯学習課)
議第36号	天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について	(教育総務課)
議第37号	令和元年度一般会計補正予算(第4号)について	(学校教育課)

(2) 協議・報告

(1) 令和元年9月行事予定について	(教育総務課)
--------------------	---------

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和元年第12回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録の承認であるが、何か意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 8月16日の牛深地区成人式はお世話になった。8月11日には県子ども芸術祭 in 天草大会があり、天草市からは河浦中学校のボランティアをはじめ、有明太鼓、本渡南小吹奏楽部、倉岳小の宮田棒踊り、楠浦小の楠浦堀切り唄など子どもたちが伝統芸能について一生懸命発表していた。また、夏休み中にも県中体連、九州中体連にも出場し頑張

った。吹奏楽においては、小中学校で10校が金賞を獲得した。特に本渡中学校の吹奏楽部は、金賞の中でも最優秀賞、そして小山杯も受賞し九州大会へ出場する。それから、エンシニータス市へ出張していた部長及び出永課長補佐が帰国した。この定例会後、派遣した生徒たちの市長へ帰国報告会が行われる。また、宝島フィールドワークということで、世界遺産学を小中学校で20時間、天草市独自のカリキュラムを行うこととしており、夏休み中に教職員を対象とした世界遺産の崎津集落と倉岳の石垣、御所浦の白亜紀資料館コースに分け2日間の研修を行った。この研修への参加者は延べ135名であった。夏休み中でいろいろ思うこともあるが、昨日の熊日新聞に月に1回程度熊本大学准教授の論壇が掲載されていた。この准教授の考え方に賛同する訳ではないが、「挑戦や失敗に寛容な声を」ということが書かれていた。前半は良いことが書かれていたが、後半は学校の管理体制がどんどん厳しくなっており、子どもたちへの教師の指導が行き渡らなくなる。そう言うことで例のごとくガチガチになる教育が進んでいるのではないかと感じておられる。最後に、親や教師が子どもたちにかけるべき言葉は「ダメ・やめなさい」以上に「思いっきりチャレンジして失敗しても構わないから」ではないだろうか。そして、最後に「世間もまたそんな教師や親を支えるためにもっともっと寛容でありたい。」こういう結びがあった。社会全体が寛容ということがどこかに行ったのではないかと教育行政を含め思うところである。

(4) 議案

議第32号 天草市学校給食費条例の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

出永学校給食課長： 議案書1ページから2ページ及び資料1ページをお願いします。提案理由は議案書2ページに記載のとおり議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の意見を徴する必要があるため提案したものである。本件については、学校給食費の公会計化を実施するための条例を制定するものであるが、条文の説明の前に資料1ページの天草市学校給食費条例について（概要）について説明する。制定の背景と必要性であるが、国は、学校における働き方改革に関する緊急対策として、学校給食費については、市がその徴収・管理を行う「公会計」方式の導入を推進している。現在、本市における学校給食費は、学校・幼稚園及び給食センターが給食費を徴収・管理し食材業者へ支払いを行う私会計方式をとっている。児童生徒の保護者は、食材費の月額を学校が指定する金融機関で振替を行っている。約7割の学校が口座振替を実施している。その際、保護者は86円の振替手数料を支払っている。その他の学校は集金袋方式又はPTAによる集金がなされている。学校で徴収された給食費は一旦、学校給食センターの口座に振り込まれ、最終的には食材業者に支払いがなされる。このような会計方式は一般的に私会計と呼ばれており、次のような課題がある。1点目は教職員による徴収管理業務が負担となっている。2点目、現金の集金は、安全管理上の課題がある。3点目、口座振替に伴う保護者の振替手数料が負担となっている。4点目、債権者、債務者が不明である。これらの課題を解決するために学校・給食センターが徴収した給食費を市の歳入予算に計上し、食材費の支払いを市の歳出予算に計上し、管理運営を行う公会計方式に移行したいと考えている。最後に公会計化による効果であるが、1点目、教職員による徴収管理業務の負担が軽減され、児童生徒に向き合う時間を増やすことができる。2点目、学校での現金収受がなくなることにより、金銭事故がなくなり安全性が確保できる。3点目、振替手数料を市が負担するため年間1千円程度の保護者の負担軽減につながる。4点目、保護者に対し市が債権者であること、給食費は保護者負担であることを明確にすることにより徴収管理の公平性が担保できる効果がある。このような効果を発揮するためにも学校給食費の会計事務を市の予算に位置づけし、財務規

則等に基づいた管理運営を行う必要があるため、今回学校給食費の徴収に関し必要な事項を定める本条例を提案したところである。議案書1ページをお願いする。第1条では条例の趣旨を定めている。第2条は、「学校等」及び「学校給食」は何であるかを定義している。第3条では学校給食の実施について定めている。第4条では市長が学校給食費を徴収するというので、学校給食に要する経費を規則で定める金額の範囲の額を学校給食費として保護者等、教職員、給食調理員などから徴収することを定めている。第5条では学校給食費の納付に関することを定めているが、詳しくは規則で定めることとしているので、議第33号の規則の制定時に説明させていただく。第6条では給食費の減免について定めているが、詳しくは規則の制定時に説明させていただく。議案書2ページの第7条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしている。次にこの条例の施行日は、令和2年4月1日からとしている。以上で学校給食費条例についての説明を終わる。

石井教育長：事務局から説明があったが、何か質問等はないか。

行合委員：学校での今までの苦勞がなくなるということで、良いことであると思う。例えば口座振替になれば多重債務者は口座振替ができないと思うが、その場合の支払い方法はどうか。また、どうしても給食費の支払いができない保護者、準要保護、生活保護世帯の徴収はどのようになるのか。

出永学校給食課長：口座振替ができない場合は、納付書で支払いをすることになる。また、生活保護等の場合は保護費の中から学校給食費を徴収し、準要保護の場合は予算計上することになる。

行合委員：今まではどうしても給食費を払わない人がおり、学校の負担になっていた。口座振替になるとその苦勞が軽減され良いと思う。滞納者が出たときの対応はどの様になるのか。

出永学校給食課長：学校給食費は私債権であり、民法上の規定に基づき滞納処理を行うことになる。滞納が発生した場合には督促や家庭訪問を行う。それでも納入がない場合には裁判所に訴えの提起をし、支払い督促等の手続を行いたいと考えている。

行合委員：現在の滞納額はどれくらいであるのか。

出永学校給食課長：現在の滞納額は小学校で320万円程度、中学校で260万円程度の滞納がある。

行合委員：その滞納の徴収は今後どうする予定であるのか。また、これから納付方法が変更されるが、滞納が減るような改善策はあるのか。

長元部長：滞納については学校で対応するのは中々難しい。学校が裁判を提起するなどできないと考えている。今後は、逆に教育委員会に一元化できるため、より公平に対応する形で債権の整理を行う。最終的にはできるのかは分からないが、裁判し差し押さえ等を行うことになる。これまでの滞納は学校と保護者との約束事があったりするため、全部を教育委員会が引き継ぐことができるのか検討する。一部は学校でそのまま行うのか、教育委員会が引き受けられるのかの見極めをしたい。また、改善されるのかということであるが、現在7割程度が口座振替であり、倉岳、牛深地区は保護者が徴収している。一長一短あり、保護者が集めると収納率は高いが、個人情報が出れる場合もあるため徴収方法を変更して欲しいとの要望もある。口座振替にすることで納入をされる保護者もいるとのことで、周知を図りたい。また、準要保護の制度を知らない保護者もいると考えられる。そのようなことから最後に残るのは、払えるのに払わない保護者である。このような保護者には公平に厳しい対応をしなければならないと考える。

行合委員：今、滞納している保護者がいると思うが、その保護者にはどの様な対応をするのか。

出永学校給食課長：今年度までは学校から電話での催告及び家庭訪問等で対応をしてもらう。

石井教育長：公会計化に移行するにあたっては難しい問題も残る。とにかく教職員の負担を軽減するというところでの取組みである。これをどうやっていくか今後詰めていく。他に質問等はないか。なければ議第32号について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第33号 天草市学校給食費条例施行規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

出永学校給食課長： 議案書3ページから9ページをお願いします。提案理由は天草市学校給食費条例の制定に伴い、詳細な事項を規定する必要があるためである。第1条は趣旨について定めている。第2条は定義を定めている。第3条は学校給食の申し込みを規則として定め、様式については6ページに記載している。申し込みは1度申し込みれば中学卒業まで有効である。また、申請書は児童・生徒1名につき1枚提出する必要がある。第4条では学校給食の実施回数について定めている。第1項では、学校給食費を徴収するための基礎的数値として、年間最大実施数を幼稚園・小学校・中学校それぞれ定めている。これは、本市には7つの給食センター及び共同調理場があり、給食センターごとに年間実施回数が異なるため年間最大実施回数を定めている。第2項では、この年間実施回数について、各センター運営委員会において本規則で定めた年間最大実施回数を超えない範囲で協議し、さらに市長が決定することと定めている。次に第5条では、学校給食費の額の決定について定めている。一食当たりの単価は、先ほど説明した学校給食の実施回数と同じく、各学校給食センターで異なるため最大値を定めている。次に4ページの第3号であるが、保護者が納付すべき月額に対する計算方法を定めており、一食当たりの単価に年間実施回数を乗じて得た額を11月で除した額とし、100円未満を切り捨てた額としている。次に第6条は学校給食費の納付方法について定めている。納付方法は口座振替を原則とし、希望しない保護者へは納付書で納付することとしている。先ほど条例制定の議案の際に説明したが、申込書と併せて口座振替依頼書を提出してもらうことになる。次に第7条は学校給食費の納付期限について定めている。毎月の末日として定めているが、12月にあっては、25日としている。第8条は学校給食費の調整事由について定めている。第1号では児童等が病気等を理由に連続して5日間以上学校給食の提供を受けない旨を事前に届け出たときは、給食費を調整することを定めている。例えば、児童が病気で10日間学校を休んだとする。規定でいけば、届け出た日から4日目までは給食費を徴収し、5日目から徴収しないことになる。したがって、6日間は給食費を徴収しないということになる。次に第2号は、生徒等が年度途中で転入又は転出した場合は調整する。第3号についてはアレルギー等の理由で給食の提供を受けない場合を規定している。次に第9条は学校給食費の還付充当について定めている。第10条は学校給食費の減免について定めており、保護者等が地震、風水害、火災等により納付の資力を失った場合を想定している。第4項では、減免する額の範囲を定めている。以上で説明を終わる。

石井教育長： 事務局から説明があったが、何か質問等はないか。

菘田委員： 病気等で休んだ場合の給食費の調整は5日が基準とのことであるが、事前に届け出がされていても5日目までは給食費は徴収され、6日目から徴収されないのか。

出永学校給食課長： 先ほど例をあげ説明したが、10日間休んだとしたら4日目までは給食費を徴収し、5日目から10日目までは徴収しないということである。業者から食材を事前に納入するため、そのため4日間は徴収することとしている。

石井教育長： 他に質問等はないか。なければ議第33号について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第34号 天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 議案書10ページ、資料2ページ及び本日記布した資料の「概要」をお願いします。

本件は、本年10月から施行される「子ども・子育て支援法の一部改正」による幼児教育・保育の無償化に伴い、天草市幼稚園条例の所要の改正を行うもので、議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会の意見を聞かなければならないため、この議案を提出するものである。内容については、議案書10ページに記載のとおり第6条第1項中の「月額5,900円」を「無料」に改め、納付に関する同条第2項及び第3項を削る。また、保育料の減額、免除に関する第7条を削り、第8条を第7条とするものである。資料をお願いする。今まで幼稚園保育料の減免、無料に該当する園児もいたが、今回の改正により全て無料となる。

石井教育長：事務局から説明があったが、何か質問等はないか。

行合委員：保育料が無料になる訳であるが、これからの市立幼稚園に対して市はどの様に考えているのか。

本多学校教育課長：天草市立幼稚園は、現在3園でいずれも本渡地区にある。幼稚園については必要であり、今後も保育園と連携しながらやっていかなければならないと考えている。園児は減少しているが、支援を必要とする子どもも増加しているので、どうするのか検討していかなければならない。具体的な方向性は定まっていない。

行合委員：何年も前から市立幼稚園における預かり保育について話が出ている。他の市は公立幼稚園においても預かり保育が実施されている。これまでの説明では、私立幼稚園と市立幼稚園の保育料があまりにも違いすぎるとのことで私立幼稚園から意見が出されているとのことであった。これから無料化になるが、預かり保育についての市の考え方、方向性をお聞きしたい。

本多学校教育課長：預かり保育については市議会においても質問されている。保育料が無償化になり、保育園、私立幼稚園との協議が整えば、預かり保育を試行的に進めてはと答弁されている。実際、10月から無償化になるため、預かり保育についての協議を進めていきたい。先日、民間の幼稚園と無償化についての話をした際、質問がなされた。預かり保育は県内ほとんど実施しているので、今後市の考え方を示しながら進めていきたい。

行合委員：幼稚園でも考えがまとまっているのだろうかとか何点か感じたこともある。預かり保育については幼稚園自体でもしっかり考えをまとめる必要があると思う。また、小学校・中学校も同じであるが、教育の選択の自由があると思う。ちょっと時間が延びれば幼稚園に預けることができる保護者も確かにいるので、選択の自由も考えていただきたい。ただし、利用者も減少しているのでその辺が不安であるが、預かり保育を実施することによって利用者が増えるのではないかと考える。預かり保育を実施する方向で考えていただきたい。

石井教育長：保育園とも協議をすることとしていたのではないか。

本多学校教育課長：保育園連盟及び子育て支援課とも連携し課題を解決しながら進めていきたい。預かり保育を実施する場合にはそれなりの施設整備をする必要があり、人員も必要である。それも含めて検討したい。

行合委員：保育園との協議とはどういうことであるのか。

本多学校教育課長：預かり保育・延長保育は民間の幼稚園及び保育園でも実施されている。そのため影響があるのではないかとこのことで協議をする必要がある。

長元部長：一番の課題は少子化である。少子化で園児が減少しており、公立幼稚園が預かり保育を始めることで影響があるのではないかと。また、幼稚園の保育料の方が安いと、なかなか踏み切れなかった。保育料が無料になることでお互いがフィフティフィフティになるので、その時には預かり保育を検討しようというところである。外部との協議、そして幼稚園でも具体的に預かり保育をどのようにするのかを検討している。

菘田委員：私立幼稚園の保育料も無料になるのか。

本多学校教育課長： 私立幼稚園の保育料も無料になる。また、保育園においても3歳児から5歳児まで無料になる。

藪田委員： 給食費も無料になるのか。

本多学校教育課長： 幼稚園において保護者が負担するのは、給食費及び教材費となる。

藪田委員： 公立であろうが私立であろうが、保護者が負担するのは給食費及び教材費のみであるのか。

本多学校教育課長： 3歳児から5歳児のみの保育料が無料になる。それ以外は費用負担が必要になる場合もある。

石井教育長： 他に質問等はないか。なければ議第34号について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第35号 天草市複合施設こころす条例の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 議案11ページをお願いします。この条例は市長部局から市議会への提案であるが、関連があるため条例の条項の説明は省略し、概要を説明する。まず、提案理由であるが、天草市複合施設こころす条例の制定については、天草市複合施設建設基本計画に基づき、本渡地域の老朽化した5つの公共施設を複合化した、天草市複合施設こころすを令和2年4月開館に向け、建設を進めており、市民に自主的な活動及び交流を行う場を提供するなど、市民活動を総合的に支援することを目的として、中央保健センター、男女共同参画センターのほか、教育委員会関係の中央図書館、公民館、勤労青少年ホームの機能を集約し、生涯学習の場を提供することとして条例を定めるものである。提案理由は天草市複合施設こころす条例の制定に伴い、議案書14ページの下段に記載されている附則に掲げられている、「公民館条例の一部改正」から、15ページの中段、附則3「図書館条例の一部改正」、P17ページの中段、附則6「生涯学習センター条例の一部改正」、附則7「勤労青少年ホーム条例の廃止」について、教育委員会の意見を求めるものである。本日配布した「勤労青少年ホーム条例の廃止(案)及び天草市生涯学習センター条例の一部改正(案)」について(概要)をお願いします。これからの勤労青少年ホーム事業の現状及び方向性として、これまでも平成27年の勤労青少年福祉法廃止後、新たに制定された青少年の雇用の促進に関する法律に基づいて勤労青少年ホーム事業に取り組んできた。令和2年度から複合施設こころすに勤労青少年ホーム機能が集約されることになるが、これまでと同様、勤労青少年のボランティア精神の育成、若者同士の交流の場、仲間づくりの場として活用し、また、青少年の雇用の促進に関する事業の充実を図ることとして、公民館講座と連携し、若者のニーズに合わせた講座の開催や講座を通じて利用者同士の交流、ボランティア活動等を含む自主的な活動につなげることができるよう支援を行うこととする。この度の複合施設こころす条例(案)の制定と併せて、「天草市勤労青少年ホーム条例の廃止(案)、及び天草市生涯学習センター条例に「中央生涯学習センター」を位置づける案を提案する。併せて、天草市の生涯学習センターの施設名の整合性を図るため、牛深地区にある現行の天草市久玉町の「天草市生涯学習センター」の名称について、天草市を削除し、「生涯学習センター」に名称を改める。条例の制定についての説明は以上であるが、この条例が市議会定例会において、議決された後、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとなるため、改めて9月の教育委員会定例会において、各施設の個別条例の施行規則を提案することとしている。

石井教育長： 事務局から説明があったが、何か質問等はないか。「こころす」という名称はいつ決定されたのか。

岡田生涯学習課長： 「こころす」の名称は公募がなされ約400点の応募があった。その後審査委員会で

審議がなされ、決定したのは「ここ（複合施設）に、こらす」というに天草弁に掛けて市民がここを拠点に集まる様子がイメージされたとの理由で採用された。

石井教育長：他に何か質問等はないか。なければ議第35号について承認してよろしいか。

（全員同意する）

議第36号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長：議案書19ページをお願いします。本市教育委員会では、教職員住宅として戸建て及び集合住宅合わせ70戸を現在設置している。入居要件としては、市内の小学校及び中学校に勤務している者が入居できると規定している。これらの教職員住宅のうち御所浦地域を除いた地域については用途廃止を行い、市有財産の有効活用を図る方針で現在進めている。昨年は有明地区の小中学校を担当するALTが入居していた物件一軒を整理し、行政財産の用途廃止の手続を行った。この度、行政財産の用途廃止に向けて教職員住宅管理規程の別表から削除をお願いします案件として、4戸入居可能な鉄筋コンクリート造り1棟、木造平屋建て2棟となる。定例会資料の14ページの新旧対照表をお願いします。新旧対照表の右側、現行の別表の規定であるが、その中の太字で示している牛深教職員住宅第24号、久玉町2352番地の物件については、牛深東中学校の教職員住宅として平成9年に建築された木造平屋建て築22年の物件となる。次の牛深教職員住宅第26号から第29号、久玉町5706番地22の物件については昭和59年に建築された鉄筋コンクリート造2階建て、1棟4戸入居可能な集合住宅で築35年の物件となる。次の新和教職員住宅第1号、新和町小宮地631番地1の物件については、平成6年に建築された木造平屋建て、築25年の物件となる。牛深教職員住宅第24号については、本年3月31日付け、また集合住宅4戸のうち1戸のみ入居されていた第26号については、5月31日付け、新和教職員第1号については、7月31日付けでいずれも退去され現在空き家となっている。このため天草市教職員住宅管理規程の別表から削除をする改正を行い、その後行政財産の用途廃止の手続を行う。行政財産の用途廃止後は、市長部局にて判断されることとなるが、市営住宅としての活用や公募による売却、あるいは建物を解体して土地を活用するなど、有効活用が図られることになる。

石井教育長：事務局から説明があったが、何か質問等はないか。なければ議第36号について承認してよろしいか。

（全員同意する）

議第37号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長：議案書21ページから資料23ページ、資料は18から19ページをお願いします。今回の補正予算は、歳入において、使用料の幼稚園使用料を3,120千円減額し、また、歳出においては、幼稚園費の扶助費、幼稚園副食費の1,191千円を補正する。歳入については、幼児教育・保育の無償化に伴うもので、本年10月から翌年3月までの幼稚園使用料を減額するものである。歳出についても幼児教育・保育の無償化に伴うものであるが、これまで全額保護者負担でした給食費3,700円のうち、おかずや牛乳に当たる「副食費3,200円」が一部収入等により減免されるため、その不足分を扶助費として計上するものである。なお、無償化に伴う財源の今年度分については、臨時交付金として補填される見込みである。

石井教育長：事務局から説明があったが、何か質問等はないか。なければ議第37号について承認してよろしいか。

(全員同意する)

(5) 協議・報告

(1) 令和元年9月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 資料20ページをお願いします。9月の行事予定を掲載している。19日(木)には河浦小学校合同総合訪問を行う。24日(火)の14時から教育委員会定例会を市役所庁議室で行う予定である。27日(金)には天草小学校単独総合訪問を行う。また、行事予定には記載していないが、市議会定例会日程予定についてお知らせをする。8月27日(火)に開会し、8月30日に質疑、9月3日に教育厚生委員会、9月4日に補正予算関係の予算決算委員会が行われる。9月12日に平成30年度決算関係の予算決算委員会。そして9月17日から19日までの3日間が一般質問。9月20日(金)に閉会する予定となっている。9月行事予定は以上のとおりである。

7 その他

石井教育長： 事務局から他に何かないか。

岡田生涯学習課長： 先ほど、「天草市複合施設こころす条例」の制定に伴う各施設の個別条例の施行規則を提案させていただき、説明したが、その一つである「図書館条例施行規則の一部改正(案)」において、6月に実施した中央図書館の時間延長及び牛深、御所浦、河浦の3図書館の時間短縮の試行の調査結果及び利用者のご意見等を踏まえて、図書館運営方針等に基づき、移動図書館の充実を図り、図書館の開館時間の見直し(案)を提案することとしている。参考までに、「各図書館別のアンケート結果」を配付しているので、簡単に説明する。まずは中央図書館であるが、上段の表及びグラフをご覧いただきたい。こちらは試行で行った開館時間を希望した利用者が多かったことが分かる。中央図書館については18時までの開館時間を19時まで1時間延長を行った。アンケートが回答された数になるが、51%が延長した開館時間が良かったとなっている。中央図書館については、下段に18時から19時までの1時間延長した時間帯での来館者数を記載している。全来館者数の1割にも満たないが、一番多い日で25名の来館があった。試行期間で延長した1時間の全来館者数は125名、4.7%という結果であったが来館者は増えている。今回の中央図書館の開館時間の延長については、市政だよりの掲載ができなかったため、ケーブルテレビ・ラジオ・館内でのポスター掲示により市民及び利用者へ周知を図ったが、周知期間が短く利用者の増加に繋がらなかったのは課題である。次に資料2から資料4であるが、牛深・河浦・御所浦図書館についてである。こちらは中央図書館とは逆に、開館時間を1時間短縮した。短縮を行ったけれども17時までの開館時間で良いとの意見が多かった。中には働き方改革も必要だという意見もあった。中段に開館時間についての意見等を記載しているので、後ほどご覧いただきたい。色々なご意見をいただいております。施設の複合化により、併設する関係部署等との事業の展開や、市民の活動の場としても広がっていくよう努めていかなければならないと考えている。以上、開館時間変更の試行に伴うアンケート結果と今後の開館時間見直し(案)の提案の理由としての報告を終わる。

併せて関係があるが、図書館だより8月号を配布させていただいたので後ほどご覧ください。また、童話発表天草市大会のご案内をさせていただく。教育委員の皆さんも都合がつかれる場合には出席いただきたい。この大会では小学生低学年の部から6人、小学生高学年の部から6人の12人が選ばれ、9月7日(土)の苓北町で開催される天草地方大会出場することになる。

石井教育長： 他に何かないか。なければ本日の会議を閉じる。お疲れ様でした。